

ニュースレター 11

2010

厚生労働省では、毎年11月を「ゆとり創造月間」としています。これから年末に向けて、何かと忙しくなってきますが、心はゆとりを持ってすごしたいものです。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人フューチャースケープ

東京都港区高輪4丁目9-18
TEL : 03-5423-0668 / FAX : 03-5475-3546

www.futurescape.co.jp

年末調整の準備 11月にすべきこと

12月の年末調整実施に向け、10月は年末調整の対象となる人の確認、書類の準備や対象者への配布についてお知らせしました。次いで、11月に行っておくべき年末調整の事柄をお知らせしたいと思います。

平成22年分 年末調整確認表 11月

まず年末調整に関し、11月に確認すべきことあるいは行っておくべきことを、以下の表で確認しましょう。

項目	確認すべき／行っておくべきこと
書類の確認	<input type="checkbox"/> 配布した書類が回収できたかを確認 …早めの回収を心がけましょう。 遅くなればなるほど、後のスケジュールへ影響がでます。 <input type="checkbox"/> 控除証明書の添付はあるか <input type="checkbox"/> 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書 <input type="checkbox"/> 小規模企業共済等掛金控除証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険料控除証明書(国民年金保険料、国民年金基金) <input type="checkbox"/> 配偶者の所得確認、扶養親族等の異動はないか <input type="checkbox"/> 住宅ローン控除(2年目以降)を適用する場合の書類を確認 <input type="checkbox"/> 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 <input type="checkbox"/> 年末借入残高証明書 <input type="checkbox"/> 年の途中入社の方の年末調整対象者 <input type="checkbox"/> 前職の源泉徴収票
来年分の扶養控除等申告書の確認	<input type="checkbox"/> 来年1月の給与を受け取る人から回収できたか <input type="checkbox"/> 住所、配偶者、扶養親族等の異動はないか …異動がある場合には適宜、基本情報等の修正を忘れないようにしましょう。

早期回収に向けて

11月は、必要書類の回収と確認が主な作業です。回収すべき人から回収できないと後のスケジュールに影響がでます。回収できた場合でも、必要な書類が添付されていない場合には計算ができません。回収できたからと安心せず、必要な書類が添付されているかどうかの確認をしましょう。特に、年の途中入社で年末調整の対象者となる方がその年中に他所で働いていた場合には、他所の源泉徴収票が必要となります。手元がない場合には他所へ依頼しなければなりません。依頼が遅くなるとその分作業効率は悪くなります。対象者へ協力を仰ぎ、早期回収を促しましょう。

また、事業所が毎月の給与から差し引く社会保険料を社会保険料控除欄へ記載する必要はあるのか、と質問を受けますが、記載する必要はありません。その他の社会保険料部分(対象者が自身で直接納めたもの)がある場合には当該欄へ記載し、必要な書類(国民年金保険料、国民年金基金)は添付するよう指導しましょう。



上場株式等やゴルフ会員権を 保有されている方へ

今年も残すところあと少し。年内に自己資産の見直しをしてみませんか。
特に、上場株式等を保有されている方、ゴルフ会員権を保有されている方は年内の見直しをおすすめします。

上場株式等を保有されている方へ

平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例が終了します

平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例が年末（平成22年12月31日までの売却）をもって終了します。この特例は、個人が上場株式等を売却した際、税金の計算上、売却額から差し引く取得費を本来の取得費に代えて、次の計算式で計算した取得費とすることができる制度です。

$$\text{平成13年10月1日の終値} \times 80\%$$

特に、相続や贈与などで上場株式等を取得している場合、過去の取得費を引き継ぐため、取得費が分からない、あるいは現状よりも相当低い価額の場合があります。そのため、上記算式で計算した方が有利な場合も多く見受けられます。

「平成13年9月30日以前に取得した」とありますが、相続や贈与の場合は、取得日も引き継ぎますので、これより後の相続や贈与であっても被相続人又は贈与者の取得日がこの日以前であれば該当します。

したがって、ご自身が保有されている上場株式等の取得日を確認し、平成13年9月30日以前からの保有分に関して取得費が分かっていない、上記算式で計算した取得費の方が高いなどの場合には、年内の売却を検討してみましょう。

ゴルフ会員権を保有されている方へ

保有するゴルフ会員権の損益通算について

ゴルフ会員権を保有されている方をご存知でしょうが、個人が保有するゴルフ会員権を売却した場合には、所得税の計算では、譲渡所得に該当します。益が出た場合に課税されることはもちろん、損が出た場合には他の所得と通算できます。そのため、売却したことによる損を他の所得（給与所得や事業所得等）へぶつけることができ、税金の計算上、有利です。過去、何度か「損益通算が不可に？」と取り上げられていますが、現在のところ損益通算は可能です。損益通算が可能ならうちに、保有するゴルフ会員権で不要なものがあり、かつ、現状の評価が損であればそのゴルフ場が倒産してしまう前に売却することも一考ではないかと思えます。

ただし、気をつけていただきたいのは、この通算は「売却が前提である」ということです。たとえば、預託金制ゴルフクラブ会員が、そのゴルフクラブを退会し、預託金の償還を受けた場合には、譲渡所得の対象となりません。これは、国税庁の質疑応答事例集にも次のように説明されています。

「ゴルフ会員権に係る預託金返還請求権の行使は、通常一定の据置期間経過後に、ゴルフクラブからの退会を条件に認められます。これにより預託金の償還を受けるという行為は、優先的施設利用権を自ら放棄して、単に貸付金債権を回収する行為であり、ゴルフ会員権を譲渡したものとみることとはできません。」

つまり、償還金が取得費よりも低かった場合にその損を他の所得と通算することはできない、ということです。逆に償還金が取得費を上回った場合には、雑所得として課税されます。この点は十分にご注意いただきたい部分です。

なお、会員権販売業者以外の個人事業者が保有しているゴルフ会員権を売却しても生活用資産の売却に該当するため、消費税の課税は受けません。（消基通5-1-1（注）1）



労務情報

健康診断実施後の注意点

近年、過重労働が大きな問題となっており、会社は安全配慮義務の観点から過重労働を防止することなどが求められていますが、この安全配慮義務には従業員の健康を管理していくことが含まれています。具体的な対応事項として、会社は従業員に対して1年以内ごとに1回の定期健康診断（深夜業などの特定業務に従事する従業員に対しては該当業務への配置替えおよび6月以内ごとに1回の特定業務従事者の健康診断）を実施する義務があります。

また健康診断は実施さえすればよいというものではなく、会社は従業員が健康な状態で働き続けることができるように、健康診断の結果に基づいて必要な措置をとることが求められます。そこで以下では、健康診断実施後の注意点を解説します。

①健康診断結果の通知

定期健康診断を実施した際、会社はその結果を従業員に通知し、従業員が自主的に健康管理に取り組むことができるようにする必要があります。

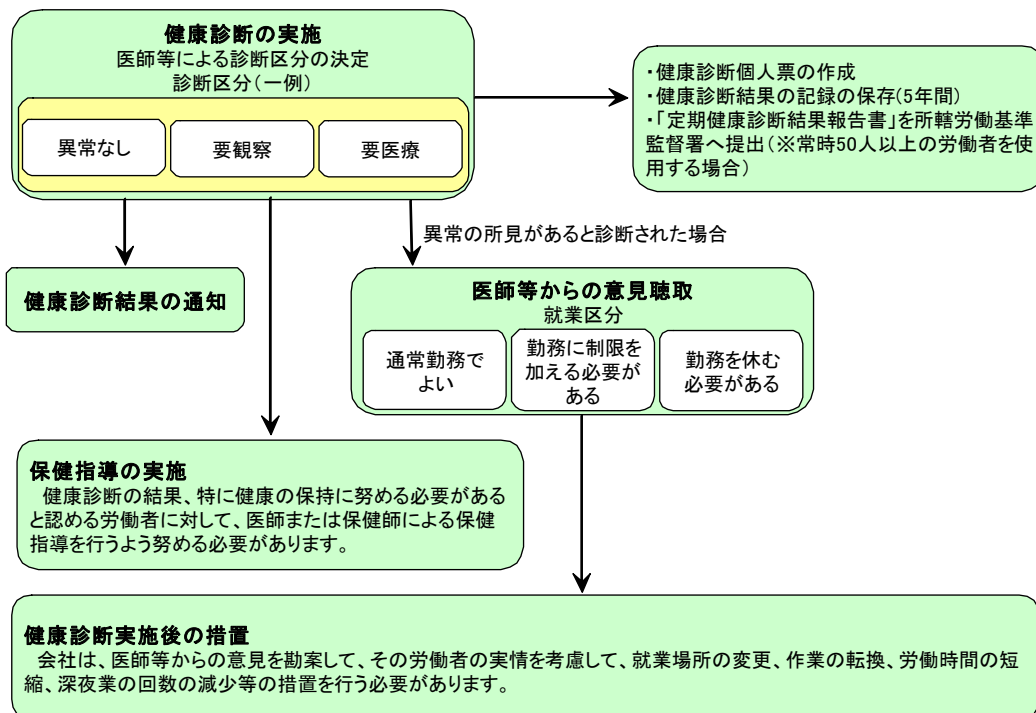
②医師等からの意見聴取

会社は健康診断結果において「異常の所見あり」とされた従業員を対象として、その従業員の健康を保持するための必要な措置について医師等から意見を聴く必要があります。

③健康診断実施後の措置

上記②の医師等からの意見を勘案して措置が必要と認められる場合、対象となる従業員の実情を考慮した上で、会社は就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等といった具体的な措置を行う必要があります。

健康診断実施後の流れを図解しますので、これを参考に必要な措置についてご確認ください。





経営情報

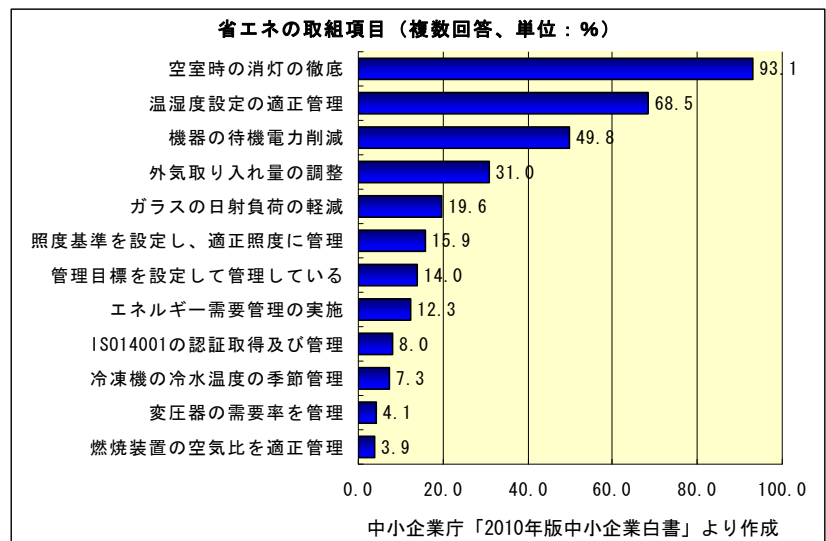
企業の省エネといえば 何をする？

企業にとって省エネへの取組は、コスト削減はもちろん環境保全にも役立ちます。ここでは、中小企業庁が発表した中小企業白書掲載のデータ（*）から中小企業が取り組んでいる省エネの現状を紹介します。

最も多いのは空室時の消灯

上記データをまとめたのが右グラフです。

これによると、省エネの取組で最も多いのは、「空室時の消灯の徹底」でした。調査対象の93.1%が取り組んでいます。次いで「温湿度設定の適正管理」が68.5%、「機器の待機電力削減」が49.8%となっています。この3つがほぼ50%以上で取り組まれていることがわかります。なお上記白書では、これらの取組を「運用による省エネ」としていますが、設備の導入など「投資による省エネ」については、運用による省エネに比べて中小企業の取り組みが少なくなっているとしています。



まずはできることから

貴社ではどのような省エネに取り組んでいるのでしょうか。もし何も取り組んでいないのであれば、上記項目から取り組まれてはいかがでしょうか。これらは企業規模に関係なく取り組めるものも多く、取り組みやすいと思われます。これら以外でも、例えば、「残業を減らす」、「段取時間を短縮するなど作業の効率化」はそれだけ職場で使用するエネルギーの節約につながります。

なお、これらの取組は継続してはじめて効果が出てくるものですので、すぐにやめてしまわないようにしましょう。

その他、設備の導入による省エネに取り組む場合で資金が必要になる時は、日本政策金融公庫の省エネ関連融資なども検討してはいかがでしょうか。

企業の省エネの取組に役立つサイト

財団法人省エネルギーセンターのサイトでは、企業の省エネ取組事例を紹介しています。工場やオフィスビルの省エネ事例はもちろん、コピー機やパソコンなどの省エネ機器の紹介もしています。自社の省エネをお考えの方は、一度財団法人省エネルギーセンターのサイトをご覧になってはいかがでしょうか。

財団法人省エネルギーセンター <http://www.eccj.or.jp/index.html>

（*）中小企業庁2010年版中小企業白書掲載の「エネルギー環境問題への対応に関する調査」によるものです。2009年11月に事業所20,000か所を対象に実施したアンケート調査で、回収率は35.9%となっています。詳細は以下の中小企業庁のサイトで確認できます。
<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/h22/h22/index.html>



医業情報

年末賞与の平均支給額は 給与1ヶ月分

過去3年分の賞与の1人平均支給額の推移

事業所規模賞与種類別の賞与支給労働者1人平均支給額の推移（金額単位：円）

事業所規模5～29人	夏季賞与			年末賞与		
	平成19年	平成20年	平成21年	平成19年	平成20年	平成21年
支給労働者1人平均支給額	179,081	172,419	184,888	197,316	211,519	202,757
きまって支給する給与に対する支給割合	0.91	0.83	0.85	1.05	0.95	0.97
所定内給与に対する支給割合	0.94	0.86	0.88	1.09	1.01	1.01
支給労働者数割合	85.2	86.8	81.3	87.3	87.4	83.6
支給事業所数割合	84.0	83.2	80.9	85.7	86.3	83.5

事業所規模30～99人	夏季賞与			年末賞与		
	平成19年	平成20年	平成21年	平成19年	平成20年	平成21年
支給労働者1人平均支給額	286,880	278,594	223,185	334,588	345,656	288,044
きまって支給する給与に対する支給割合	0.98	0.94	0.81	1.12	1.14	1.01
所定内給与に対する支給割合	1.04	0.99	0.83	1.18	1.22	1.04
支給労働者数割合	100.0	94.6	100.0	100.0	94.8	100.0
支給事業所数割合	100.0	96.3	100.0	100.0	96.4	100.0

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

11月になると、そろそろ年末賞与の準備をする季節です。今回は、支給額決定の一助として、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」（*）から、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、療術業などが含まれます）の過去3年分の夏季賞与、年末賞与の支給労働者1人平均支給額の推移を、事業所規模別に紹介します。

平均支給額は事業所規模によらず、夏季賞与よりも年末賞与の方が多くなっています。

その他、目立った点を述べます。

<事業所規模5～29人>

- ・支給労働者1人平均支給額は、夏季賞与は21年に増加。年末賞与は21年に減少。
- ・給与に対する支給割合は、夏季は1ヶ月分を下回るが、年末賞与は概ね1ヶ月分程度。
- ・賞与を支給する労働者は全体の80%台。
- ・支給労働者数割合、支給事業所数割合共に夏季賞与、年末賞与のいずれも21年に減少。

<事業所規模30～99人>

- ・支給労働者1人平均支給額は夏季賞与、年末賞与とも21年に減少。
- ・給与に対する支給割合は、夏季賞与が1ヶ月分弱程度だが21年に低下。年末賞与は21年に低下したが1ヶ月分は超えている。
- ・支給労働者数割合、支給事業所数割合共に20年を除き、調査対象の事業所すべてで夏季賞与、年末賞与ともに支給されている。

景気の低迷は相変わらず続いており、22年の年末賞与も21年の水準を大きく上回ることは少ないのではないかと考えられます。

(*）毎月勤労統計調査

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の約180万事業所（事業所・企業統計調査）から抽出した約33,000事業所を対象にした調査。

所定内給与とは、きまって支給する給与のうち所定外給与（所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等）以外のものをいいます。

詳細は以下の厚生労働省のサイトで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

年末の行事や年初の備品発注などの準備に追われます。スケジュールの確認を徹底し、もれないようにしましょう。

2010年11月

お仕事備忘録



1. 年末調整の準備

2. 年末賞与の支払準備

3. 所得税の予定納税額の減額申請(第2期分のみ)

4. 翌年のカレンダーの作成

5. 忘年会の準備

6. 防火対策



1. 年末調整の準備

年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。提出漏れや添付忘れがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

2. 年末賞与の支払準備

年末賞与の金額を決定します。業績検討、世間相場の情報、個別評価、配分原資の計算などから最終決定をします。最近では、一律の賞与支給率ではなく、部門ごとや個人の業績に応じた支給額決定が取り入れられるケースが多くなっています。

3. 所得税の予定納税額の減額申請(第2期分のみ)

予定納税をする人(注1)は、その年の申告納税見積額が予定納税基準額(注2)に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。

11月1日～15日までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

(注1) 予定納税基準額(注2)が15万円以上になる場合、予定納税をしなければなりません。

(注2) 予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。

4. 翌年のカレンダーの作成

年が明けたら配付できるように、会社の年度カレンダーの準備を開始しましょう。取引先へカレンダーを配布している場合には、年末の挨拶に間に合うように準備しましょう。

5. 忘年会の準備

年末行事の大きなものに忘年会があります。全社行事として執り行う場合は総務が中心となって企画運営していくこととなります。

- 場所の確保
- 来賓の確認
- 乾杯の首頭、挨拶等の依頼
- 余興の準備
- 出席者数の確認

など、段取りよくすすめましょう。

6. 防火対策

秋の火災予防運動が始まります。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法について周知しておきましょう。

消防設備の点検 消火器、非常口、非常階段、非難経路など
非常時の対応方法見直し 連絡方法、避難対策など

冬にかけて火を取り扱う機会が増えてきます。火の後始末の方法などを確認しましょう。また不用意に、屋外に燃えやすいもの等を放置しないようにしましょう。



今月は、年末調整や賞与支給などの準備に追われます。
 段取りよく計画をたててスムーズに業務ができるようにしましょ
 う。



日	曜日	六曜	項目
1	月	先負	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険・厚生年金保険料の支払（9月分） ●労働保険料の納付（第2期分） ●労働者死傷病（軽度）報告提出（7～9月分）※労災による休業日数が1～3日の場合 ●所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）（～15日まで） ●労働時間適正化キャンペーン期間 ●建設雇用改善推進月間
2	火	仏滅	
3	水	大安	文化の日
4	木	赤口	
5	金	先勝	
6	土	仏滅	
7	日	大安	立冬
8	月	赤口	
9	火	先勝	●秋季火災予防運動（全国）（～15日まで）
10	水	友引	<ul style="list-style-type: none"> ●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（10月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	木	先負	
12	金	仏滅	
13	土	大安	
14	日	赤口	
15	月	先勝	●所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）提出期限
16	火	友引	
17	水	先負	
18	木	仏滅	
19	金	大安	
20	土	赤口	
21	日	先勝	
22	月	友引	小雪
23	火	先負	勤労感謝の日
24	水	仏滅	
25	木	大安	
26	金	赤口	
27	土	先勝	
28	日	友引	
29	月	先負	
30	火	仏滅	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険・厚生年金保険料の支払（10月分） ●所得税の予定納税額の納付期限（第2期分）